一般社団法人全国病児保育協議会 認定病児保育専門士 (保育士) (看護師)

資格認定実施要項

(資格認定に関わる手引き)

2024 年改訂版

「一般社団法人全国病児保育協議会 認定病児保育専門士(保育士)(看護師)」

資格認定実施要項(資格認定に関わる手引き)

「病児保育専門士」は、病児・病後児保育室に勤務する保育士・看護師を対象とし、病児保育の専門性を高め、さらに家庭での看護方法などの研鑽を積み、家庭での「家庭看護」へつなぐことにより、病児保育を通して究極の子育て支援を行うことのできる保育士・看護師のこととする。

一般社団法人全国病児保育協議会(以下 「(一社)全国病児保育協議会」)は、上記の「病児保育専門士(保育士)(看護師)」(以下、病児保育専門士)を育成するために、保育士・看護師に対する専門的な研修制度を確立し、一定の水準に達した場合、「一般社団法人 全国病児保育協議会 認定病児保育専門士」として認定する。

1. 認定のための受講資格

病児・病後児保育室に勤務する保育士・看護師を対象とする。

① (一社)全国病児保育協議会に施設で加盟し、病児保育室・病後児保育室に常勤として受講日初日までに2年以上勤務しているもの。または、非常勤として受講日初日までに3年以上病児保育・病後児保育室に勤務し、週20時間以上の実働を有する者。また、個人会員として加盟するものは、個人会員になって2年が経過し、病児保育室・病後児保育室に常勤として受講日初日までに2年以上勤務しているもの。または、非常勤として3年以上病児保育・病後児保育室に勤務し、週20時間以上の実働を有する者。

どちらにおいても病児保育室に在勤していることを条件とする。

- ② 施設長から(一社)全国病児保育協議会所定の「施設長推薦状」において、 推薦を受けることのできる者。
- ③ (一社)全国病児保育病児保育協議会 資格認定委員会が開催する「病児保育専門士認定講習会」をすべて受講することができる者。

以上3点すべての条件を満たすことのできる者を受講資格者とする。

2. 資格認定のための参加登録

1)受講を希望するものは受講審査申請費用:1,000円を所定の口座に入金し、申請期間に必要な書類に振込記録の写しを添付し、書留で資格認定委員会事務局に郵送すること。(前年度申し込み済の方も再度必要)

◆申請書類

- (1) 受講登録申込書 (所定の様式)
- (2) 勤務先推薦書 (所定の様式)
- (3) 履歴書 (所定の様式)
- (4) 保育士または看護師の資格証明書の写し
- (5) 受講申請費用振込み記録の写し (前年度申し込み済のものも再度必要)
- ◆申請期間 2024年6月1日~2024年6月20日 (必着)
- ◆申請書類提出方法及び、提出先
 - 1) 封入する封筒は、A 4 サイズで折らずに入るものとする。封筒の表左側に 「資格認定受講登録申込」と朱書きし、郵便書留にて下記の住所に郵送する。
 - 2) 書類審査を行い、申請者に「受講決定通知書」をもって通知する。
 - 3) 受講者認定決定通知を受けた受講資格者は、資格認定講座に必要な費用: 25,000 円を所定の口座に入金する。
 - 4) 入金を確認後、資格認定研修会講習会の要項等の必要書類を送付する。
 - 5)参加登録申請(入金済み)後、やむを得ない理由で資格認定講習会に参加できない場合は、翌年度に限り、資格認定講習会への受講資格を有する。参加できないものは、資格認定講習会が開催される前日までに、速やかに不参加理由書(様式自由)を、資格認定委員会事務局に提出する。所定の手続きを行わなかったものは、翌年度の参加資格を失う。
 - 6) 一旦提出された、登録申請書及び、入金された審査費用、受講費用は理由 の如何を問わず返還しない。

「資格認定講習会登録申込」送付先

〒 860−0059

熊本市西区野中2丁目12-26 みるく病児保育センター内

「(一社)全国病児保育協議会 認定病児保育専門士」

資格認定委員会事務局

資格認定委員会口座

熊本信用金庫 西部支店

普通口座 0268956

名 義 資格認定委員会 永野和子

3. 資格認定までのプロセス

資格認定講習会登録手続き

↓
認定委員会にて、受講について審査

↓
資格認定講習会の参加決定通知発送

↓
資格認定講習会への参加

↓
課題・研修レポートの提出

課題・研修レポート 審査 (形式等)

↓
面接・口頭試問 (2025 年 1 月 11, 12 日を予定)

↓
登録および認定手続き

4. 課題・レポート提出

- 1)課題・レポートの提出資格(講座終了認定)を有してから、2か月以内に 提出する。
- 2)課題・レポート提出要領は、2000字以上 6000字以内として、詳細は研修会講座のレポートの書き方の資料に記載する。
- 3) 課題・レポートを提出した者には、口頭試問実施通知を送付する。
- 4)提出ができないと予測される場合には、提出期限までにすみやかに理由書 (書式自由)を、資格認定委員会事務局に提出すること。所定の手続きを行 わなかった者は、課題・レポート提出の権利を失う。

5. 口頭試問

- 1)課題・レポートが受理された者は、原則3ヶ月以内に口頭試問が行われる。 試問については、別途通知する。
- 2)審査結果は、文書で通知する。
- 3) やむを得ない理由で口頭試問を欠席する場合には、翌年度の1回に限り、 口頭試問を受けることができる。

欠席者は、口頭試問前日までに欠席理由書(書式自由)を、資格認定委員会 事務局に提出すること。

試験当日の不測の事態については、別途検討する。

所定の手続きを行わなかった者は、翌年度の口頭試問を受ける資格を失う。

- 4) 口頭試問不合格者の取り扱いについては、別途定める。
- 5) 合否に関する問い合わせには、いかなる理由があってもしない。

6. 登録および資格認定交付手続き

1) ロ頭試問合格者は、所定の期間までに「(一社)全国病児保育協議会 認 定病児保育専門士」認定申請書に認定料を添えて、資格認定委員会事務局 に提出する。

「(一社)全国病児保育協議会 認定病児保育専門士」認定申請書は、口頭試問結果とともに合格者に送付する。

認定料:10,000円を所定の口座に振り込み、払込金受領書の写しを申請書に 添付すること。

既納の認定料は、いかなる理由があっても返還しない。

2) 所定の手続きを完了した者を、「(一社)全国病児保育協議会 認定病児 保育専門士」として登録し、認定証を交付する。

認定の有効期間は5年間である。更新のための条件等については、別途定める。

附則

- 1.申請書・推薦書・履歴書に不備または、虚偽の申請があった場合は、受講資格を喪失する。
- 2. 口頭試問において不合格となったものは、不合格となった年度から2年を経過したのち、講習会の再受講を認めることとする。再受講の場合は、受講手続きを受講要綱に従って申し込むこととする。再受講は、1回のみとする。
- 3. 産前産後休暇・育児休暇・介護休暇を取得した者は、その期間において、更新を猶予する。(その場合は、産休・育休・介護休暇を証明する書類を提出することとする。書式は自由)
- 4. 疾病等で、長期休職する者は、その期間において、更新を猶予する。 (その場合は、診断書を提出することとする。)
- 5. 天災等による講習会講座の中止、延期に関して、交通費・宿泊費等の補償は しない。

- 6. 受講申し込み者が、20 名を下回った場合は、該当年度の講習会は実施しない。
- 7. 講習会の開催会場の都道府県において、自粛要請等が発令された場合は、講習会を延期、または中止する場合がある。その場合は、すべての権利を2年の間に開催される講習会に持ち越すこととする。また、交通費·宿泊費等は補償しない。